

ハラスメント防止宣言

グリーン産業株式会社（以下「グリーン産業」）では、健全な職場環境を守るため「ハラスメントの防止」を会社として取り組んでいくことを宣言します。

職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、働く人の能力の妨げにもなることからあってはならないものです。また、会社にとっても職場秩序の混乱や業務への支障にもつながり、社会的評価に悪影響を与える問題です。グリーン産業は、ハラスメントのない健全な職場環境の確保を会社の責任と考え、下記のようにハラスメント防止方針を定めます。

ハラスメント防止方針

1. グリーン産業のハラスメント撲滅に向けた取り組みについて

グリーン産業はハラスメントの防止と撲滅に取り組み、下記の行為を許しません。この取り組みの対象は、役員、正社員、契約社員、パートタイマー、施工班等、グリーン産業の従業員全員及びお客様、お取引先様の社員の方等を含みます。

(1) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント行為について

- ・職場において、従業員の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度または措置の利用に関する言動により従業員の就業環境を害する行為
- ・職場において、従業員の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度もしくは措置の利用の請求等またはその利用を阻害する行為
- ・妊娠・出産等に関する言動により女性従業員の就業環境を害する行為

(2) セクシュアルハラスメントに関する行為について

- ・人格を傷つけかねない、あるいは品位をけがすような言葉遣いをする事
- ・性的な関心の表現を業務遂行に混交させること
- ・性的な描写が含まれているポスター等を見ることの強要や配布・提示等をする事
- ・相手が返事に窮するような性的な冗談やからかい等をする事
- ・執拗な誘い、性的な噂、性的な経験談を相手の意に反して話したり、聞いたりすること
- ・性的関係の強要、不必要な身体への接触、強制わいせつ行為、強制性交等を行うこと
- ・その他相手方の望まない性的言動により、円滑な職務の遂行を妨げると判断されること

(3) パワーハラスメントに関する行為について

職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など、職場内での優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為

- ・勤務場所、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外に行われる職場等の宴席、会社行事等で理不尽な要求や、役務の強要をする行為

2. ハラスメントの行為者への対応について

ハラスメントの行為者に対しては、事実関係を調査の上、就業規則に基づき、懲戒処分を行います。その他、行為者の異動等、被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じます。このほか、必要と考えられる取り組みについて、随時実施してまいります。

3. ハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底や研修等の実施

ハラスメント防止に関する取り組みの周知徹底・研修の実施などにより従業員全員に知識を習得させることで、組織内の意識改革・発生防止策を図ります。

4. ハラスメントに関する相談窓口について

ハラスメントに関する相談に対応するために、専門に相談を受け付ける「内部通報窓口」が解決に向けたサポートを行います。

内部通報窓口担当者は相談者からの事実確認の後、経営管理担当役員（以下「責任者」）へ報告します。

報告に基づき、責任者は相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他の従業員等に事実関係を聴取します。聴取を求められた従業員は、正当な理由なくこれを拒むことはできません。なお、相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した者に不利益な取り扱いはい行いません。

<内部通報窓口（社内）>

経営管理担当役員

E-Mail : helpline@green-s.co.jp

<内部通報窓口（社外）>

弁護士法人 青山法律事務所 弁護士 若槻良宏、弁護士 吉川恵理子

E-Mail : gaibu-madoguchi@niigata-aoyama.com

TEL. 025-222-7788

〒951-8126 新潟市中央区学校町通一番町1 2 番地 市役所前ビル5階

2022年4月

グリーン産業株式会社

代表取締役 荒川 義克